

社会福祉法人さくら草
平成 29 年度事業報告

社会福祉法人さくら草
平成 29 年度事業報告

1. はじめに

法人設立 11 年目、事業所・職員が増え、多様な人材を迎えている。比例して理念に対する求心力が弱まる。そこで法人全体での計画的な人材育成の取組みとして、新任職員研修や法人の成立ちを学ぶ研修、また支援に根拠を求め、質を高める研修を行った。

平成 29 年度は、10 周年記念誌作成や各事業所横断的な研修を実施し、法人全体で方針を確認し、結束力並びに支援の質の向上に努めた。

また、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の実施年度。新たな定款の下での理事会、評議員会を開催した。

◎ 重点課題

①社会福祉法の改正に伴う取り組み

社会福祉充実計画の対象外であった。地域公益的取組は必要に応じて実施した。

法改正に基づく理事会・評議員会を実施した。

②新規事業の取り組み

仮称) うちやグループホーム（正式名称「クローバーハウス」）開設に取り組んだ。

③人材育成の取り組み

全事業所の「新任職員研修」、全職員対象に「法人の成立ち」について研修を実施した。

通所施設を中心に「発達診断学習会」を実施した。

④防災対策の強化

各事業所の避難訓練等。

⑤事業所間の人的交流や支援技術の連携を深める

10 周年記念誌作成や全体研修会を通して連携を深めた。

◎ 各事業所の計画

・共同生活援助（グループホーム）

新たなグループホーム開設に向け、職員体制の充実、職員育成に努めた。支援基盤固めは継続課題である。短期入所は、職員の習熟を待ちの受け入れを増やせた。

・重度心身障がい者を対象にした放課後等デイサービス「キッズさくら草」は、職員の定着と機能訓練担当者の充足等業務体制の充実を次年度課題として持ち越した。

・「デイセンターさくら草」「デイセンターアトム」「デイセンターいぶき」

喀痰吸引の認定者、行動援護従事者講習等に派遣し資質向上に努めてきた。

・「サポートさくら草」「サポートゆず」「アシストさくら草」

人材確保が継続課題である。行動援護従事者講習等に派遣し資質向上に努めてきた。

・「南区障害者生活支援センターあみ～ご」各区に権利擁護の相談の予算が付いた。

高齢・障害者世帯支援の強化と虐待等の権利擁護支援の強化に取り組んだ。増え続ける相談件数に対応するため、「相談支援事業所あんず」と統合し支援体制を強化した。

法人の理念「どんなに重い障がいがあっても地域で自分らしく暮らせるように支援」してきた。今年度も事業所連携を深め法人の運営体制を強化してきた。

2. 部門一覧

(1) 法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

(2) デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める

(3) デイセンターアトム

事業所名	アトム(主たる事業所)
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
FAX番号	048-883-3456
事業名	生活介護 (多機能型)
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める
事業所名	コスモス(従たる事業所)
電話番号	048-883-7795
FAX番号	048-883-7797
事業名	生活介護 (多機能型)
職員数	デイセンターアトム草管理規程に定める
事業所名	キッズさくら草
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
FAX番号	048-883-3456
事業名	放課後等デイサービス (多機能型)
職員数	キッズさくら草管理規程に定める

(4) デイセンターいぶき

事業所名	デイセンターいぶき
所在地	埼玉県川口市大字東本郷 1259 番 3
電話番号	048-497-2317 048-497-2219
FAX番号	
事業名	生活介護
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める

(5) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目32番16号 No.1グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
FAX番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市障害児（者）生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(6) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和1階
電話番号	048-875-3536
FAX番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市障害児（者）生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(7) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前3501番2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市障害児（者）生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(8) 障がい者生活支援センターあみ～ご

事業所名	南区障害者生活支援センターあみ～ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番16号
電話番号	048-866-5098
FAX番号	048-866-5128
事業名	相談支援事業（南区障害者生活支援センター）
職員数	障がい者生活支援センターあみ～ご管理規程に定める

(9) 相談支援事業所あんず

*平成29年9月30日閉所 障がい者生活支援センターあみ～ごに統合

事業所名	相談支援所あんず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目 8 番地 12 サンコート東浦和 204
電話番号	048-614-0790
F A X 番号	048-614-0790
事業名	相談支援事業
職員数	相談支援事業所あんず管理規程に定める

(10) てんハウスぐりん

事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太 3 丁目 17 番 12 号
電話番号	048-615-0480
F A X 番号	048-884-5277
事業名	共同生活援助事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める
事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太 3 丁目 17 番 12 号
電話番号	048-615-0480
F A X 番号	048-884-5277
事業名	短期入所事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める

社会福祉法人さくら草
法人事務局
平成 29 年度事業報告

(1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理した。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努めた。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努めた。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努めた。

(2) 運営の具体策

ア 理事会及び評議員会

(ア) 法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催した。

平成 29 年 6 月 3 日 理事会

議案第 1 号 平成 28 年度事業報告について

議案第 2 号 平成 28 年度決算について

議案第 3 号 基幹システム契約について

議案第 4 号 (仮称) うちやグループホーム改修工事に関する設計監理契約締結について

議案第 5 号 (仮称) うちやグループホーム改修工事に関する契約方法について

議案第 6 号 役員候補の推薦について

議案第 7 号 平成 29 年度事業計画変更案について

議案第 8 号 相談支援事業所あんず統合に関する諸規程変更について

議案第 9 号 平成 29 年度第 1 次補正予算案について

議案第 10 号 定款変更について

議案第 11 号 評議員会招集について

平成 29 年 6 月 24 日 評議員会

議案第 1 号 平成 28 年度決算承認について

議案第 2 号 役員の選任について

議案第 3 号 平成 29 年度事業計画変更について

議案第 4 号 平成 29 年度第 1 次補正予算について

議案第 5 号 定款変更について

平成 29 年 6 月 24 日 理事会

議案第 1 号 理事長選任について

議案第 2 号 平成 28 年度事業報告修正について

平成 29 年 8 月 9 日 理事会

議案第 1 号 (仮称) うちやグループホーム改修工事に関する契約締結について

平成 29 年 11 月 11 日 理事会

議案第 1 号 デイセンターいぶき送迎用車両（日本財団助成対象）について

議案第 2 号 平成 29 年度第 2 次補正予算について
議案第 3 号 就業時間変更等に伴う諸規程変更について
議案第 4 号 定款変更に伴う定款施行細則変更について
議案第 5 号 評議員会招集について
平成 29 年 11 月 25 日 評議員会
議案第 1 号 平成 29 年度第 2 次補正予算について
平成 30 年 3 月 10 日 理事会
議案第 1 号 定款施行細則変更について
議案第 2 号 生活介護事業に関する運営規程変更について
議案第 3 号 平成 29 年度第 3 次補正予算について
議案第 4 号 移転に伴うキッズさくら草放課後等デイサービス事業運営規程変更について
議案第 5 号 就業規則変更について
議案第 6 号 給与規程変更について
議案第 7 号 (仮称) うちやグループホーム開設に伴う諸規程改廃及び制定について
議案第 8 号 施設長の任免について
議案第 9 号 デイセンターさくら草・デイセンターアトム給食業務委託契約更新について
議案第 10 号 てんハウスぐりん給食業務委託契約更新について
議案第 11 号 普通傷害保険契約変更について
議案第 12 号 自動車保険契約更新について
議案第 13 号 平成 30 年度事業計画案について
議案第 14 号 平成 30 年度当初予算案について
議案第 15 号 評議員会招集について
平成 30 年 3 月 24 日 評議員会
議案第 1 号 平成 29 年度第 3 次補正予算について
議案第 2 号 平成 30 年度事業計画について
議案第 3 号 平成 30 年度当初予算について

- (イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施した。
平成 29 年 5 月 25 日 監事監査
- (ウ) 障害福祉サービス事業所の実地調査及び指導監査を受けた。
平成 29 年 12 月 15 日 実地調査(委託事業) 南区障害者生活支援センターあみ～ご
平成 30 年 1 月 11 日 指導監査 デイセンターいぶき
- (エ) 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」制定後の対応について検討した。
社会福祉充実計画に代えて事業所開設検討、内部統制について意見微収
- イ 本年度事業の取り組み
- (ア) 職員の資質向上に努め、障害福祉サービス事業の発展・充実に努めた。
法人全体研修に取組んだ。
「新任職員研修」入職 2 年以内の職員対象 11 人
一日目 平成 29 年 10 月 30 日 二日目 平成 29 年 11 月 15 日
「法人の成りたち」平成 30 年 1 月 18 日・2 月 21 日 参加者計 73 人
「発達診断学習会」平成 30 年 1 月 11 日 参加者 32 人 (含母親)

- (イ) デイセンターいぶき (生活介護) の円滑な運営に取り組んだ。
 - (ウ) 南区障害者生活支援センターあみ～ごに相談支援事業所あんずを10月に統合し、運営体制の強化をはかった。
 - (エ) 共同生活援助事業所の平成30年4月開設に向けて取り組んだ。
- 平成29年8月9日 (仮称) うちやグループホーム改修工事入札を実施。
- (オ) 埼玉県南部地区福祉有償運送の円滑な運用
- 平成29年6月28日 埼玉県南部地区福祉有償運送運営協議会出席
「複数乗車対価変更について」(平成29年7月6日さいたま市福祉有償運送
運営協議会出席)

社会福祉法人さくら草
デイセンターさくら草
平成29年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	生活介護
事業所名称	デイセンターさくら草
定員	40名 (現員 ふたば班 20名 あんくじ班 25名)

2. 事業方針

- (1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修(不特定・特定)を受講し、より安全な日常生活の充実に努めた。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、研修の受講、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故を未然に防ぐ事ができた。

4. 事業内容 *別紙1参照

(1) 活動方針

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援した。

今年度、の利用者数は年度途中から利用する方が多かった年で、昨年度と比べると人数は変わらず45名でした。日中活動や仲間同士の交流、生活並びに活動を充実できるように取り組みをした。

「ふたば班」は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら健康プログラムを行った。

「あんくじ班」では、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

(2) 支援内容

- ①健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮
 - ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。

利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。

- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・健康診断（年1回）　　・歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・嘱託医相談（年2回）　・インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・必要に応じて通院支援を行った。
- ・医療機関と連携した。
- ・静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくるよう努めた。　毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。
- ・機能訓練に関しては、理学療法士が不在であったが、医療機関と連携しながら看護師、職員を中心に本人の持っている機能を活かし、より充実した生活が送れるよう支援に進めた。

②軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・作業種は、陶芸、紙すき、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹼作業、創作、誕生日カード製作、広報誌封入等を行った。
- ・商品の開発、販売、営業にも力を入れた。
- ・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ・作業によって得た収益は、年1回のおたのしみ工賃（7月）として支払った。

③日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。
- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④文化的活動

- ・音楽療法。音楽療法士を中心に行う。　音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト他の音楽家との音楽交流を行った。
- ・アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤趣味の日

- ・利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥外出活動

- ・半日ツアーリ利用者数名と昼食や買い物に行く機会を設けた。
- ・季節を味わう日課として近隣の散歩や班毎での遠出を楽しんだ。
- ・他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とした。

（3）日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課となる。

通　所	9：30　～　10：00
午前活動	10：00　～　12：00
昼食・休憩	12：00　～　13：30
午後活動	13：30　～　15：00
降　所	15：00　～　15：30

（4）各種サービス

① 送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障害等に配慮された、こころのこもった手作りの食事提供に努めた。

実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立（アレルギーの有無）、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員 31 人、看護師 4 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議（含ゆう職員）	月 1 回	個別支援、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議 報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1 週間の予定確認。情報の共有を図る
⑨ 幹部職員会議	3か月に 1 回	事業所間の連携、法人の発展を図る

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップをより図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催（毎月）、個別面談によって連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、デイセンターさくら草の活動を広報し福祉理解を促す機会とした。

- ・年4回発行した。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。

防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

① 虐待の防止に関する責任者の選定

② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり。

社会福祉法人さくら草
デイセンターアトム
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	多機能型事業所（生活介護、放課後等デイサービス）
事業所名称	デイセンターアトム（主たる事業所アトム・キッズさくら草、従たる事業所コスモス）
定員 35 名	生活介護 36 名（現員 アトム 16 名 コスモス 20 名） 放課後等デイサービス 5 名（現員 16 名）

2. 事業方針

（生活介護）

重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

（放課後等デイサービス）

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を、家族・関係機関と連携し、適切な療育提供に努めた。

3. 事業目標

- （1）地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供し、これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- （2）医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設け、支援体制の強化を図った。
- （3）自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人・家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- （4）ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めた。

4. 事業内容 *別紙 1 参照

（1）活動方針

（生活介護）

今年度は、37名の利用者であったが年度中、1名退所（他事業所利用）のため36名となつた。

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるよう努めた。

主たる事業所のアトム班は、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

従たる事業所のコスモス班は、主に重度心身障がいのある利用者に、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムやP.Tを行った。仲間、他班との連携、協調した生活や生きがい活動を行った。

(放課後等デイサービス)

キッズさくら草では、看護師のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせ訓練、静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けた。機能訓練師退職後採用が出来ず機能訓練には至らなかった。音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通じ仲間との交流に繋げた。併せて生活能力の向上、地域との交流が図れるよう努めた。

また、児童発達支援事業の併設を計画したが、人材育成が伴わず延期することにした。

(2) 支援内容

(生活介護)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。
- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・健康診断（年1回）
- ・嘱託医相談（年2回）
- ・インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・必要に応じた通院支援
- ・医療機関との連携
- ・静的弛緩誘導法やP.Tなど、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりに努めた。毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・作業種は、陶芸、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹼作業、髪留め、ペットボトルリサイクル、創作、広報誌封入、送迎車の掃除等を行った。
- ・商品の開発、販売、営業活動を行なったが具体的には進まず、次年度への課題となつた。
- ・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。創作活動の外への発信は模索中である。次年度も引き続き探していく。
- ・作業によって得た収益は、工賃として支払つた。

③ 日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。
- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿つたプログラムを行つた。

④ 文化的活動

- ・音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部（アトム）、午後の部（さくら草）と分かれて行った。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行つた。

- ・アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。
- ⑤ 趣味の日
- ・利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、おしゃれ、アロマ、紙細工などを行った。
- ⑥ 外出活動
- ・半日ツアーリ用者数名と昼食や買い物に出かけた。
 - ・季節を味わう外出として近隣の公園へ毎月出かけ、集合写真を撮影した。
 - ・他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会を設けた。
- ⑦ みんなの日：利用者主体を目的にし、日課を組む取り組みとして利用者会議を持ち、全員で1つのことを決めて頑張る日とした。

(放課後等デイサービス)

- ① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮
- ・看護師を中心とした健康管理。健康状態の把握に努めた。
 - 利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。
 - ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
 - ・必要に応じて通院支援を行なった。
 - ・医療機関との連携を行なった。
 - ・嘱託医相談
- ② 音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供
- ・創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ③ 日常生活上の支援他
- ・PT等の時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ④ 外出活動
- ・近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設けた。
 - ・地域の店へ買い物へ出かける事で社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会を設けた。

(3) 日課

(生活介護)

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課とした。

通 所	9 : 3 0	～	1 0 : 0 0
午前活動	1 0 : 0 0	～	1 2 : 0 0
昼食・休憩	1 2 : 0 0	～	1 3 : 3 0
午後活動	1 3 : 3 0	～	1 5 : 0 0
降 所	1 5 : 0 0	～	1 5 : 3 0

(放課後等デイサービス)

〈通 常〉

学校迎え	放課後	～
活 動	1 3 : 0 0	～ 1 7 : 0 0
自宅送り	1 7 : 0 0	～ 1 8 : 0 0

〈早帰り時・休業日〉

迎え・通所	～	1 1 : 0 0
-------	---	-----------

活動	11:00	～	17:00
昼食	11:30	～	13:00
活動	13:00	～	17:00
自宅送り・迎え	17:00	～	18:00

※土、日、祝日は休業

(4) 各種サービス

① 送迎サービス（共通）

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 入浴サービス（生活介護のみ）

自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行った。

③ 昼食サービス（生活介護のみ）

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮されたこころのこもった手作りの食事提供に努めた。

実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

(生活介護)

(1) 職員の員数 生活支援員 29 人、看護師 2 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議（含ゆう職員）	月 1 回	個別支援計画の周知、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1 週間の予定確認。情報の共有
⑨ 幹部職員会議	3 か月に 1 回	事業所間の連携、法人の発展

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

(放課後等デイサービス)

(1) 職員の員数 児童発達支援管理責任者 1 人、児童指導員 5 人、看護師 2 人

(2) 職員会議の開催（月 1 回）

デイセンターアトム 班長・主任会議、安全委員会等会議に参加し連携を図った。

(3) 職員研修

- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

(生活介護)

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談よって連携を図った。

(放課後等デイサービス)

利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めようと努めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を学んでもらえるよう支援した。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。

- ・年4回発行した。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合いや連携した防災対策を講じるまでには至らず。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じることを常とした。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
デイセンターいぶき
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	生活介護事業所
事業所名称	デイセンターいぶき
定員 20名	現員 12名

2. 事業方針

(1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。

障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設け、支援体制の充実を図った。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者や精神障害(高次脳機能障害)を持つ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めた。

4. 事業内容 *別紙1参照

(1) 活動方針

今年度、新規の生活介護事業所として 10 名の利用者でスタートを迎えた。まずは利用者 1 人ひとりが新しい環境での生活に慣れる事を目標にした。途中、7 月に女性利用者が 1 名、8 月に男性利用者が 1 名増え、現在は 12 名の利用者が過ごしている。その中で、それぞれの利用者の意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者、精神障がい者に対し安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるように努めた。

日中活動では、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムを行った。また、アトリエ、軽作業等を行いながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

(2) 支援内容

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。

利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。

- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行つた。

・嘱託医相談（毎月）

- ・インフルエンザ予防接種（年1回）

- ・歯科検診（往診や通院支援により）

・必要に応じて通院支援、医療機関との連携

・静的弛緩誘導法を中心に、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体作りを目指した。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。

・作業種は野菜栽培、手芸を行つた。近所にお住いのボランティアの方の指導の下、貝殻を使った飾りの作成や職員が中心となって毛糸を使った飾りやヘアゴムの作成等に励んだ。

- ・作業の確立、商品の開発等、活動場面の構築に力を入れて行つた。

・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援する。また創作活動によって作られた作品が施設の外へ発信できるような環境を模索した。特別支援学校の文化祭に参加する機会や、利用者の親御さんを介して、地域の方への発信も少しずつできていた。

- ・作業によって得た収益は、工賃として支払うが、29年度上半期の工賃に関しては、商品の売り上げが黒字にはならなかつたので、工賃を払う事ができなかつた。

③ 日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。

- ・仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。

- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿つたプログラムを行つた。

④ 文化的活動

- ・音楽活動は行う事ができなかつた。

⑤ 趣味の日

・利用者が楽しめる取り組みとして、園芸、お茶会、菓子づくり、昼食づくりなどを行つた。

⑥ 外出活動

- ・利用者数名と昼食や買い物を行つた。

・季節を味わう外出、近隣の散歩や遠出を楽しむ。（保護者とも連携して企画の幅を広げていく。）10月に遠足外出（東武動物公園）を予定していたが、雨に降られてしまい、施設で過ごす1日に変更になつてしまつた。

・他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とした。

⑦ みんなの日：利用者主体を目的にし、日課を組む取り組み。みんなで1つのことを決めて頑張る日とした。

（3）日課

概ね下記の通りであるが、個別支援計画による日課となる。

通 所 9：30～10：00

午前活動 10：00～12：00

昼食・休憩	12:00	～	13:30
午後活動	13:30	～	15:00
降 所	15:00	～	15:30

(4) 各種サービス

① 送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 昼食サービス

栄養に配慮された食事提供に努めた。提供にあたり、本人の嗜好、食物形態、献立、食器等について本人、親御さんと話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員 10人、看護師 1人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月1回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月1回	行事、班会議報告、個別支援等 医療的ケアの安全確認
③ 班会議（含ゆう職員）	月1回	個別支援計画の周知、活動内容等 有期契約職員を含めた情報の共有
③ 各係会議	随時	
④ スタッフ会議	毎日	日々の予定確認。情報の共有を図る
⑤ 幹部職員会議	3か月に1回	事業所間の連携、法人の発展を図る

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭との連携

利用者ニーズの把握、家庭との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催、個別面談によって連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 朝日橋ひだまりクリニック

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進める予定でしたが、今年度は学生ボランティアの受け入れは無かった。

- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行とした。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備える検討をしている。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じる。今年度に関しては緊急時対応が必要な場面は無かつた。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとした。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
サポートさくら草
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容 *別紙2参照

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運

送を適切に行った。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員3人、介護職員5人、その他の従事者50人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
 - ・安全委員会 隔月
 - ・ヘルパー会議 年3回
 - ・運営委員会 年4回
- (3) 職員研修
- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
 - ・継続研修：年2回以上
 - ・安全運転研修：隨時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかった。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
サポートゆず
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容 *別紙2参照

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運

送を適切に行った。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員3人、介護職員6人、その他の従事者40人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・ヘルパー会議 年3回
- ・運営委員会 年4回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年2回以上
- ・安全運転研修：隨時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかった。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
アシストさくら草
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

2. 事業方針

どんな重い障害があっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって地域で安定したいつの生活が続けられるように支援してきた。

3. 事業目標

- (1) デイセンターさくら草利用者が主たる支援対象であるが、幼児及び就学児の希望が増えてきた。その対象者に障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様な地域生活ニーズを総合的に支援した。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容 *別紙2参照

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前9時から午後6時

・ヘルパー派遣日：365日

・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

① 障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護あるいは重度訪問介護を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

② 移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら外出時における移動及び移動時の介護を行った。

③ 福祉有償運送事業

利用者が車両での移動を希望した際に、安全に移動できるよう適切に福祉有償運送を行ふ。平成29年1月、埼玉県南部地区3市（川口市・蕨市・戸田市）での登録が済み、さいたま市と併せ、2有償運送協議会での事業実施となった。

（2）通常事業の実施地域

- ・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

（3）緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じた。

（4）苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決に解決できるよう適切な措置を講じた。

5. 運営管理

（1）職員の種類・員数

事務職員1人、介護職員4人、その他の従事者68人

（2）会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパーア会議 年3回
- ・運営委員会 年4回

（3）職員研修

- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年2回以上
- ・安全運転研修：隨時

6. 地域生活及び関係機関との連携

（1）他の事業所と連携し、利用者の地域生活の充実を図った。

（2）広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した

7. 安全管理

（1）災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行う。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

（2）虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実

に対応し、解決を図るものとした。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
南区障がい者生活支援センターあみ～ご
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

- 1) 南区障害者生活支援センター(全障害対応)運営業務
- 2) 指定特定相談事業
　計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業
　地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、基本相談支援
- 4) 指定障害児相談支援事業
　障害児相談支援(障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助)

平成 29 年度は相談者実人数が 571 名、新規 167 名と、昨年度と比較すると大幅に増加している。10 月に、法人内の利用者を対象に計画を作成していた「相談支援事業所あんず」と統合したことが大きな要因である。

1 名の職員が平均 100 名以上の相談者を担当している現状は例年と変わらない。質の高い相談支援を維持していくための十分な人員配置は継続課題となっている。

同時に、障害児相談支援の指定を取得したことで、児童の相談も増加している。特に未就学児で、児童発達支援の利用を希望する保護者からの相談が増加した。早期発見から必要な療育に繋がっていけるよう、サービス調整を図り支援した。また児童期に関わったケースが、本人の成長段階やライフステージの変化で、相談を再開するケースも多く見られた。必要な支援がライフステージで途切れることなく受け継がれ、安心して地域生活を送れるよう支援している。

相談者の所属では、以前は 60%程度を占めていた「在宅」の割合は 33%まで減少。反対に、「通所」が 37%と初めて「在宅」を上回った。「在宅」では障害福祉サービスにも繋がっておらず、複数の困難を本人や家族が抱え込んでいることが多い。サービス等利用計画の作成のみのとらわれず、丁寧に信頼関係を構築していくことを意識して支援に当たった。

2. 運営方針

- 1) 身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害など、障害の種別や程度に関わらず、支援を要する障害者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていくよう支援した。
- 2) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行った。
- 3) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行った。

3. 運営目標

- 1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障

害者が地域で安心して豊かに暮らしていけるよう、支援を行った。

- 2) 障害者を権利の主体と認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めて支援を行った。
- 3) サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援した。
- 4) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とつながりながら偏りのない支援を行った。
- 5) 以上1)～4)に努めつつ障害者を中心とした支援を行った。

4. 重点的な取り組み

1) 権利擁護支援の強化

南区ではこれまで虐待・差別の窓口として多くの相談支援、機関連携を行ってきたが、今年度からは権利擁護支援員も配置され、129件の権利擁護に関する支援を行った。より一層、障害のある人の人権や尊厳が保障され、安心して暮らしていけるよう対応に当たった。

虐待対応では、新規5名、継続6名、計11名の支援を行った。被虐待者のうち、5名が18歳未満の児童で、すべて養護者からのネグレクトという特徴的な傾向が見られた。いずれも、養護者自身も障害や病気を持っており、経済的に困窮している、一人親でさまざまな問題を抱えながら孤立しているなど複雑な背景がある。虐待の事実そのものだけなく、世帯全体で支援していく視点を持ち、多職種で支援した。

被虐待者が18歳以上の場合は、虐待種別、障害種別や年齢にばらつきが見られた。虐待者は養護者が圧倒的であったが、本人には虐待されているという認識が薄いことが共通点として挙げられる。虐待が幼少期より恒常に繰り返されており、改まった虐待に関する相談ではなく、日常会話やモニタリング等の中で発見されている。

職員一人一人が、相談支援の実践の中から虐待を発見する力を持てるよう、組織内のケース会議・情報共有を密に行い、虐待を見逃さない体制を構築した。

また職員の虐待対応における力量向上にも努めた。虐待防止・権利擁護基礎研修、実践研修等に積極的に参加し、虐待防止法や構造の理解、事例検討をベースとした対応のポイントや評価・整理のツールの活用、支援方法等について学んだ。

支援機関との共通認識は継続課題となっており、虐待の認識や対応のスピード感に差異が見られることがある。障害のある人の権利が尊重され、安心して地域で生活していけるよう、支援課を軸に福祉・医療・教育分野が連動していけるよう協力していく。

2) 南区の相談支援体制の充実・強化

南区では平成26年12月から相談支援連絡会を開催し、およそ1年かけてサービス等利用計画を導入していった。概ねセルフプラン希望者を除く全ての利用者へのサービス等利用計画が作成されて以降は、事例検討と意見交換・情報交換を中心に行ってきました。

また新規利用者に関しては、基本的には法人内の利用者は指定特定相談支援事業所で、そのほかは生活支援センターが対応し、適切なサービスに結びつき安心して地域生活を送れるよう支援した。

6月には他区相談支援連絡会を見学、10月には支援課よりアンケートの配布・集計を行

ってもらい、連絡会のあり方を再検討する場を設けた。以降、新規利用者の振り分けや意見交換、制度・資源の学習など中心に行っている。少人数職場が多い中で、各事業所・相談員が孤立しないよう貴重な場となった。

新規計画相談は増加する中で、各事業所の抱える利用者数も飽和状態であり、大きな課題となっている。今年度は、この点についての議論が大きな割合を占めた。指定特定相談支援事業所では、相談員が他事業との兼務であったり、同法人のサービスの利用終了後でも引き続き計画相談を行っていたりなどの現状もある。生活支援センターでも、サービスに繋がらない地域から孤立しているケースなど、委託の関わりを要す方の相談も多い。

障害児相談支援の更新月に偏りが出ないよう誕生月の切り替えを検討、セルフプランの有効活用の検討などを行い、書類作成等の業務に相談支援が圧迫されないよう努めた。必要な支援が必要な方に届いていくよう、今後さらに議論を深めていく。

上記の検討に時間を割いたため、各事業所の相談支援の実践を通して抽出された地域の課題を整理するには至らなかった。支援課・指定特定相談支援事業所・生活支援センターが相互的に議論する雰囲気作りから取り組んでいくことが必要である。

5. 事業内容 *別紙3参照

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～9:40 (祭日を除く)
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)

*必要に応じ、時間外の相談にも対応した。

ケース会議 : 隔週金曜午前 (祭日を除く)

職員会議 : 毎月 1 回 17:00～

2) 活動内容

- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行った。
 - ① 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
 - ② 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する、情報提供及び利用の援助
 - ③ 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃや図書館)
 - ④ 個別支援計画の作成
 - ⑤ 入居及び居住に関する支援
 - ⑥ その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援
- (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行った。
 - ① 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
 - ② 成年後見制度の利用に関する支援
- (3) 障害者の権利擁護に関する支援を行った。
 - ① 差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
 - ② 成年後見制度の利用に関する支援
- (4) 適切な福祉サービス等が提供されるよう、サービス等利用計画を作成した。
- (5) 地域移行支援及び地域定着支援は対象者がおらず、サービス提供には至らなかった。
- (6) 孤立の防止のためのイベントを実施した。
 - ① 障害種別や手帳やサービスの利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベント(ランチ会)を企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りの支援を行った。
- (7) 職員の力量向上に取り組んだ。
 - ① 面接・記録技術の向上

② 各種研修会への参加

6. 運営管理

1) 職員の員数

管理者1名、相談支援専門員5名、精神保健福祉士1名

2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
(1) 職員会議	月1回	各種業務及び活動の検討、会議・研修報告等
(2) ケース検討会議	隔週 金曜午前	個別支援の協議
(3) 幹部職員会議	3か月に1回	事業所間の連携、法人の発展を図る

3) 職員研修

(1) 適宜、法人内・外の各種研修に参加した。

7. 地域生活及び関係機関との連携

1) 各関係機関との連携を行った。

- ① 随時の各関係機関と緊密な連携及び、支援体制の総合的な調整
- ② 定例サービス調整会議(毎月第4木曜・9:30-)への参加
- ③ 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)への参加
- ④ 個別移行支援会議への参加への参加

2) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こした。

- ① パンフレットや広報誌の作成、配布
- ② ホームページの整備
- ③ 地域の自治会、お祭り等への協力、社会を明るくする運動(浦和地区保護司会)への参加
- ④ 講演活動(さいたま市保健所「統合失調症家族教室」、浦和特別支援学校「全校進路懇談会」)

3) さいたま市コーディネーター連絡会に参加し、障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討した。

4) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進めた。

- ① さいたま市コーディネーター連絡会議及び各委員会への参加
- ② 地域移行・定着支援連絡会議への参加
- ③ さいたま市南区精神保健福祉連絡会議(みなみかぜ)への参加
- ④ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加
- ⑤ さいたま市発達障害者支援連絡協議会への参加
- ⑥ 埼玉県発達障害者福祉協会相談支援部会への参加

5) 高齢分野との連携を深め、高齢・障害者世帯の支援のためのネットワークづくりを行った。

- ① さいたま市南区東部圏域地域支援会議への参加
- ② さいたま市南区東部圏域高齢者生活支援推進会議への参加

6) 地域の相談支援事業者に対し、バックアップを行った。

- ① 南区相談支援連絡会への参加(毎月第4木曜日、10:30~)
- ② 相談支援事業所に対する助言、指導、技術的援助

8. 安全管理

- 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整えた。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。また防災対策委員会及び防災訓練を行った。

2) 連携機関名

武藏浦和駅前交番 南区别所 7丁目 13番5号 TEL 048-865-3196

(2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸3-10-7 TEL 048-861-0119

(3) 小原クリニック TEL 048-883-5860

(4) 辻医院 TEL 048-862-3830

(5) 保健所 TEL 048-840-2223

(6) ALSOK さいたまガードセンター TEL 048-647-1370

3) 虐待防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

9. 苦情解決

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。
- 2) 苦情対応規程に準じて行った。

10. 資金計画

・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
相談支援事業所あんず
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

1) 特定相談事業

- ア サービス等利用計画の作成
- イ モニタリングの実施 等

2) 障害児相談支援

- ア サービス等利用計画の作成
- イ モニタリングの実施 等

*南区障がい者生活支援センターあみ～ごと統合する為、9月30日に事業所を閉じた。

2. 事業の方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援及び障害児相談支援を、社会福祉法人さくら草各事業所を利用する為の福祉サービス支給決定が利用者の意思及び人格を尊重し適切に行った。

3. 運営方針

相談支援を利用する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を適切に行った。

相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行った。また、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努め、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めた。

4. 事業内容 *別紙4参照

1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

営業時間 午後1時から午後5時30分までとする。

サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし年末年始（12月30日～1月3日）、国民の祝日を除く。

サービス提供時間 午後1時から午後5時までとする。

2) 活動内容

(1) 利用者の障害特性を踏まえ必要な計画相談を行った。

(2) 障害者の状況に応じ電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等柔軟に支援を行った。

3) 各機関との連携協力を行った。

(1) 各区支援課と連絡調整等の連携

(2) 個別サービス調整会議への参加

(3) 個別移行支援会議への参加

5. 運営管理

1) 職員の員数

- (1) 管理者 1名
- (2) 相談支援専門員 1名
- (3) 相談員 1名

2) 会議の開催

- (1) 運営委員会 年2回
- (2) 職員会議(ケース会議を含む) 週1回

3) 職員研修

- (1) 各種研修会への参加

6. 安全管理

1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整える。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。

2) 連携機関

(1) 緊急時の医療機関

相談時の緊急時は各自の主治医と連携した。

法人協定病院(埼玉協同病院)、嘱託医(辻医院)と連携した。

(2) さいたま市緑消防署

7. 苦情解決

1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

2) 苦情対応規程に準じて行った。

8. 虐待防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止の責任者を選定、成年後見制度の利用支援、相談支援員の研修等の措置を講じた。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草
てんハウスぐりん
平成 29 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類 共同生活援助（介護サービス包括型）・短期入所
事業所名称 てんハウスぐりん
定 員 共同生活援助 10名（現員 10名）
短期入所 2名（受付者数 33名）
主たる対象者 身体障害者・知的障害者
(重度心身障害者 医療的ケアを要する含む)

2. 事業方針

(共同生活援助)

指定共同生活援助の利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、その他の日常生活上の援助を適切に行うものとした。

(短期入所)

短期入所を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行うものとした。

3. 事業目標

(共同生活援助・短期入所)

- (1) 常時介護等の支援が必要な重度心身障害者の方が、地域において安定した豊かな生活を営むため、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けた。
- (3) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いようにした。

4. 事業内容 *別紙 5 参照

(1) 活動方針

(共同生活援助)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々人の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、豊かな生活を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がい特性に配慮した質の高い支援提供によって健康の維持及び機能の維持に努めた。

(短期入所)

主に重度心身障害者を対象に、自立に向けた体験利用、家族介護休息、緊急等の利用であり、安心して過ごせるように共同生活や他人介護、生活リズムに慣れ親しむように支援した。

(2) 支援内容

(共同生活援助)

- ① 共同生活援助計画の作成
 - ② 利用者に対する相談
 - ③ 食事の提供
 - ④ 健康管理・金銭管理の援助
 - ⑤ 余暇活動の支援
 - ⑥ 緊急時の対応
 - ⑦ 日中活動の場等との連絡・調整
 - ⑧ 財産管理等の日常生活に必要な援助
 - ⑨ 夜間における支援
 - ⑩ 体験的な利用
 - ⑪ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- ②から⑩に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(短期入所)

- ① 食事の提供
- ② 入浴または清拭
- ③ 日常生活上の介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ その他日常生活上の世話

5. 運営管理

(共同生活援助・短期入所)

(1) 職員の員数 管理者 1 人、サービス管理責任者 1 人、世話人 3 人、生活支援員 9 人、看護師 2 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	個別支援、事業運営等
② 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
③ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
④ 各係会議	隨時	

(3) 職員研修

- ・ 職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・ 自己啓発研修への支援を行った。
- ・ キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(共同生活援助・短期入所)

(1) 家庭及び他機関との連携

通所事業所と連絡帳等によって利用者の生活ニーズを把握した。

個別面談により地域生活の充実を図った。

家族会の開催(年4回)。

支援課、支援センター、相談支援事業所、事業所の機関、家族等との連携。

(2) 協力医院 浦和民主診療所

(3) ボランティア・実習生の受け入れ

地域の方々を受け入れ、交流を深めた。

(4) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通じ福祉理解を促す機会にした。

- ・年4回発行とした。

7. 安全管理

(共同生活援助・短期入所)

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

平成29年6月8日 消防署立ち入り検査（絨毯防炎対策を指摘一対応済）

平成29年8月26日 通報訓練、スロープ避難訓練

平成30年2月20日 通報訓練、消火訓練、ベランダ避難訓練

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとした。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また事業所は次の措置を講ずるものとした。

- ・各利用者の掛かりつけ病院と連携し、緊急時に救急搬送できる体制を組んだ。
- ・協力医療機関と連携し、緊急時対応に備えた。
- ・入居者の通所先施設と健康管理について共有するなど日頃から連携した。
- ・看護師に日頃から健康管理をしてもらい、緊急時には電話相談もしくは駆けつける体制を組んだ。
- ・夜間複数人体制及び必要があれば通所施設職員が緊急時に駆けつける体制を組んだ。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

③ 虐待の防止に関する責任者の選定

④ 成年後見制度の利用支援

⑤ 苦情解決体制の整備

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

デイセンターさくら草

2018. 3

○定員 40名

○職員配置

○利用者 45名

正規職員 16名

(男性 27名 女性 18名)

(施設長・サビ管・事務含む)

○年齢 最年少 19歳

有期契約職員 15名

最年長 60歳

看護師 4名

平均 31歳

合計 35名

○障害支援区分 平均区分 5.8

区分	人数	比率
6	39	86.7%
5	4	8.9%
4	2	4.4%
3	0	0

○出席率

77%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	5名	胃ろう半固体	2名	経管栄養(経鼻)	3名
気管切開	2名	酸素注入	2名	痰吸引	12名
人工呼吸器	1名	バイパップ	1名		
ストマ	1名	導尿	4名	浣腸	2名

○給食 食数および食物形態

食形態	普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
人 数	15名	12名	4名	4名	1名	36名
ふたば班	2名	2名	3名	4名	1名	12名
あんくじ班	13名	10名	1名			24名

※おかゆ、柔らかご飯含む

利用者の状況

【デイセンターさくら草】

ふたば班

20名 男性11名・女性9名

車いす利用者 16名 (自走1名・電動1名)

歩行可能な方 3名 (移動時車イス利用者含む)

平均年齢 34歳

区分平均 6

あんくじ班

25名 男性16名・女性9名

車いす利用者 7名 (自走2名・電動2名)

歩行可能な方 18名 (移動時車イス利用者含む)

平均年齢 30歳

区分平均 5.68

居住区

浦和区	6名
南区	13名
緑区	11名
桜区	5名
北区	1名
中央区	1名
大宮区	1名
見沼区	1名
川口市	4名
宮代市	1名
蕨町	1名

さいたま市 86.7%

川口市 8.9%

その他 4.4%

○定員	35名	○職員配置	
○利用者	36名	正規職員	13名
(男性 20名 女性 16名)		(サビ管、中途入退、産休者含む)	
○年齢	最年少 20歳	看護師	2名 (中途入退含む)
	最年長 58歳	栄養士	0名
	平均 29歳		<u>合計 31名</u>

○障害支援区分 平均区分 5.8

区分	人数	比率
6	30	83.8%
5	4	10.8%
4	2	5.4%
3	0	0%

○出席率 92%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	2名	気管切開	1名
ストマ	1名		
酸素注入	1名		

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
6名	22名	5名	3名	0名	36名

※おかゆ、柔らかご飯含む

【デイセンターアトム】

アトム班

16名 男性10名・女性6名

車いす利用者 7名 (自走1名・電動1名)

歩行できる方 8名 (移動時車イス利用者含む)

平均年齢 25歳

区分平均 5.6

コスモス班

20名 男性10名・女性10名

車いす利用者 18名 (自走1名・電動1名)

歩行できる方 3名 (移動時車イス利用者含む)

平均年齢 30歳

区分平均 6.0

居住区

浦和区	8名	さいたま市 89%
南区	8名	
緑区	12名	
桜区	2名	
北区	0名	
大宮区	0名	
見沼区	0名	
中央区	1名	
岩槻区	1名	
川口市	4名	

キッズさくら草

18.3

○定員	5名	○職員配置	
○利用者	14名	正規職員	3名
	(男性 6名 女性 8名)	(サビ管含む)	
		有期契約職員	3名
○年齢	最年少 10歳	看護師	2名
	最年長 18歳		
	平均 12歳		合計 8名

○車いす利用者 14名
○歩行できる方 2名 (移動時車イス利用者含む)

○出席率 95.8%

居住区

浦和区	4名	さいたま市 100%
南 区	5名	
緑 区	7名	

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	5名	気管カニューレ 内部吸引	4名
経管栄養(経鼻)	4名	口腔内吸引	7名
酸素療法 (夜間のみ含む)	2名	鼻腔内吸引	7名
吸入 (薬液・水分)	1名		

○定員 20名 ○職員配置

○利用者 12名 正規職員 5名

(男性 9名 女性 3名) (サビ管、含む)

車いす利用者 10名 (電動車いす1名含む) 有期契約職員 5名

歩行できる方 2名 看護師 1名

○年齢 最年少 19歳 栄養士 0名

最年長 44歳 合計 11名

平均 24.8歳

○障害支援区分 平均区分 5.7

区分	人数	比率
6	10	83.3%
5	1	8.3%
4	0	0%
3	1	8.3%

○出席率 73.8%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	4名	気管切開	2名
酸素注入	2名		

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
3名	2名	0名	4名	0名	9名

※おかゆ、柔らかご飯含む

居住区：川口市 12名

*別紙 2

* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成29年度 事業実績

サポートさくら草

事業	29年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	1,792	149	87%
行動援護	5,147	429	124%
移動支援	25,504	2,125	92%
生活サポート	3,866	322	101%
合計	36,308	3,026	95%

サポートゆず

事業	29年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	2,472	206	91%
行動援護	10,971	914	127%
移動支援	20,800	1,733	90%
生活サポート	4,091	341	102%
合計	38,333	3,194	100%

アシストさくら草

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	987	82	106%
行動援護	4,073	339	151%
移動支援	21,830	1,819	98%
生活サポート	4,046	337	105%
コミュニ 支援	51	4	42%
合計	30,985	2,582	104%

南区障害者生活支援センター(あみ～ご)事業実施状況報告書(相談内容・平成29年度報告)

相談者数

	新規	継続	合計
18歳未満	35	24	59
18歳以上	132	380	512
合計	167	404	571

	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	合計
18歳未満	6	8	41	3	11	0	5	0	74
18歳以上	121	25	216	225	53	17	31	4	692
合計	127	33	257	228	64	17	36	4	766

相談者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	()	9 (2)	()	3 ()	10 (8)	49 (26)	()	8 (5)	10 (8)	69 (33)
2級	()	8 ()	()	1 (1)	1 (1)	34 (16)	()	2 (2)	1 (1)	45 (19)
3級	1 ()	1 ()	()	()	()	15 (10)	()	2 (1)	1 (0)	18 (11)
4級	()	()	()	()	()	3 (2)	()	3 (2)	0 (0)	6 (4)
5級	()	1 (1)	()	()	()	4 (1)	()	()	0 (0)	5 (2)
6級	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)	0 (0)
合計	1 (0)	19 (3)	0 (0)	4 (1)	11 (9)	105 (55)	0 (0)	15 (10)	12 (9)	143 (69)

療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
(A)	15 (9)	71 (38)	86 (47)
A	4 ()	74 (14)	78 (14)
B	5 ()	42 (7)	47 (7)
C	16 (3)	46 (15)	62 (18)
合計	40 (12)	233 (74)	273 (86)

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
8	25	33

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
12	53	65

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
11	53	64

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	17	17

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
5	31	36

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	1 (1)	9 (7)	10 (8)
2級	1 (1)	105 (21)	106 (22)
3級	1 (1)	56 (4)	57 (5)
合計	3 (3)	170 (32)	173 (35)

相談者年齢別内訳

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～29歳	30～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
男	11	11	16	103	59	137	12	349
女	3	8	10	63	29	98	11	222
合計	14	19	26	166	88	235	23	571

相談者状況内訳

	通園	通学	通所	入所	就労	在宅(デイ)	入院	その他	合計
合計	2	43	212	19	75	191	20	9	571

南区障害者生活支援センター(あみ～ご)事業実施状況報告書(支援内容・平成29年度報告)

支援方法内訳

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	68	700	768	31	440	471	16	212	228	125	2657	2782	17	23	40
関係機関															
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	10	30	40	415	5302	5717	45	84	129	6	47	53	733	9495	10228

※権利擁護支援員欄は支援員による支援を受けた場合に記入すること。

支援経路内訳

	障害者本人から			障害者家族から			他支援機関から			その他			今月合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	63	2859	2922	199	1147	1346	468	5446	5914	3	43	46	733	9495	10228

支援内容内訳

	福祉サービスの利 用に関する支援			障害や病状の理 解に関する支援			健康・医療に關す る支援			不安の解消・情緒 安定に關する支援			
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
相談	420	4674	5094	34	607	641	11	360	371	3	380	383	
直接	13	141	154	0	7	7	0	26	26	0	3	3	
合計	433	4815	5248	34	614	648	11	386	397	3	383	386	
	保育・教育に關する 支援			家族関係・人間関 係に關する支援			家計・経済に關する 支援			生活技術に關す る支援			
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
相談	91	53	144	19	333	352	3	153	156	1	140	141	
直接	4	1	5	3	5	8	0	33	33	0	14	14	
合計	95	54	149	22	338	360	3	186	189	1	154	155	
	就労に關する支 援			社会参加・余暇活 動に關する支援			障害者虐待に關す る支援			障害者差別に關 する支援			
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
相談	8	517	525	1	307	308	28	55	83	0	7	7	
直接	0	40	40	6	37	43	3	0	3	0	0	0	
合計	8	557	565	7	344	351	31	55	86	0	7	7	
	その他の権利擁護 に關する支援			入居・居住継続に關 する支援			その他			合 計			
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
相談	1	28	29	0	64	64	82	1490	1572	702	9168	9870	
直接	0	0	0	0	8	8	2	12	14	31	327	358	
合計	1	28	29	0	72	72	84	1502	1586	733	9495	10228	

南区障害者生活支援センター(あみ～ご)事業実施状況報告書(調整会議・平成29年度報告)

調整会議開催数

	18歳未満	18歳以上	合計
男	2	20	22
女	7	12	19
合計	9	32	41

調整会議対象者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上								
1級	()	()	()	3 ()	()	1 ()	()	()	()	4 ()
2級	()	()	()	()	()	1 ()	()	()	()	1 ()
3級	()	()	()	()	()	1 1	()	()	()	1 1
4級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
5級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
6級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	3 ()	()	3 1	()	()	()	6 1

療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
(A)	()	2 ()	2 ()
A	1 ()	8 1	9 1
B	()	3 ()	3 ()
C	7 2	7 2	14 4
合計	8 2	20 3	28 5

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
	1	1

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
1	4	5

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	()	1 1	1 1
2級	2 2	5 1	7 3
3級	()	3 ()	3 ()
合計	2 2	9 2	11 4

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
	1	1

調整会議出席状況内訳

	生活支援センター	支援課	福祉課	保健センター	保健所
延回数	64	43	2		1

	こころの健康センター	社協	医療機関	療育機関	教育機関
延回数	4	9	9		21

	就労支援機関	在宅介護事業所	施設(作業所)	その他
延回数	1	21	11	29

延回数合計
215

* 別紙 4

* 平成29年度 相談支援事業所あんず 実績表

分類	区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		支援計画	モニタリング										
成人	大宮区	1											1
	中央区				1								
	桜区	1						1		1	1	1	1
	浦和区	4		1		1	1			2		1	1
	南区	8			2	1	4		1	7			1
	緑区	4	4	4	6	2	2	2	6	3	3	5	1
児童	大宮区												
	中央区												
	桜区		1										
	浦和区		1		2			2		1			
	南区												
	緑区	1	1			2		3	1	1			
分類別合計		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		支援計画	モニタリング										
		19	7	5	11	6	7	8	8	15	4	7	5
児童		(1)	(3)		(2)	(2)		(5)	(1)	(2)			

平成29年度 年間合計数	支援計画	モニタリング
	60	42

平成28年度 115 165
1/2 57.5 82.5

* 別紙5

* 平成29年度てんハウスぐりん事業実施状況

短期入所・共同生活援助泊数集計

月	日数	共同生活援助 泊数	短期入所 泊数	泊数計
4	30	185	11	196
5	31	195	14	209
6	30	194	22	216
7	31	196	26	222
8	31	198	29	227
9	30	191	30	221
10	31	207	26	233
11	30	201	17	218
12	31	196	16	212
1	31	188	14	202
2	28	175	17	192
3	31	198	19	217
年合計	365	2,324	241	2,565
月平均	30	194	20	214
日平均	1	6.4	0.7	7.0
前年比		110%	298%	117%

参)平28年度 日平均	5.8	0.2	6
-------------	-----	-----	---

地域公的取組

事業名	既存・新規	事業概要	実施事業所	平成29年度実施内容
1、障害児・保護者、市民の交流の場の提供	既存	障害の有無にかかわらず地域の親子が交流できる場を提供する。	南区障害者生活支援センターあみ～ご	西区から2歳児と母親。戸田市から1才児と母親。南区から5ヶ月児と母親。数人で誘いあわせて、数回訪ねている。
2、地域住民が集える場の提供	既存	地域住民（主に高齢者）が集える場を、N P O法人たすけあいワーカーズとの指とまれと共同で年数回開催する。	てんハウスぐりん	近隣にファイバーリサイクルを呼びかけ、初日にお茶会、翌日納品を年2回（5/16、11/14）実施した。地区社協の呼びかけがあり本太公民館文化祭に参加した。
3、退所者・家族の定期的な見守り	既存	引越や施設入所により当法人事業所から退所した方のアフターフォローを、支援職員が必要に応じて電話や訪問等で行う。また子離れ等の相談にのる等、新たな環境や状況での暮らしに移行できるように支援する。	デイセンターさくら草、デイセンターアトム、サポートさくら草、サポートゆず、アシストさくら草	デイセンターさくら草で、九州に越された方の様子を確認した。両親がうつの家庭に年9回相談等を行った。新通所先での受け入れ等母親の悩み相談に数ヶ月対応した。支援困難児・者の支援会議に職員を12回派遣した。
4、放課後の生徒同士・地域の方（高齢者・母子等）とのふれあいの場の提供	新規	新郷小学校が前にあり、放課後子供同士で、時には住民と触れ合いながら過ごす場を提供する。	デイセンターいぶき	10月12月の2回、25人ずつの参加があった。現在は教育の一環での交流（絵を描いたり、貝殻教室参加）活動であるが放課後等にふれあえる場にしていきたい。
5、「こどもひなん所110番の家」設置協力	既存	子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る。あわせてステッカーの掲示を行うことで、地域の防犯の効果も狙う。	デイセンターさくら草、デイセンターアトム、南区障害者生活支援センターあみ～ご	設置協力をしているが、助けを求める子供はいなかつた。